

情報社会における倫理審査と倫理審査委員会 3000 個問題

吉見憲二^{†1}

概要：本研究では、情報社会における倫理審査の重要性について再評価するとともに、倫理審査委員会 3000 個問題とも言われる新たに生じた倫理審査における課題について検討する。

キーワード：倫理審査、倫理審査委員会、個人情報、倫理審査委員会 3000 個問題

Ethics Review in the Information Society and Ethics Committee 3000 Problem

KENJI YOSHIMI^{†1}

Abstract: In this research, we reevaluate the importance of ethical review in the information society. In addition, we consider the new issues which are said to be ethics committee 3000 problem.

Keywords: Ethics Review, Ethics Committee, Personal Information Protection, Ethics Committee 3000 Problem

1. はじめに

近年、多くの大学で「人を対象とする研究」に関する倫理規定が策定されており、医学系分野に限らず、人文社会科学や工学系分野の研究においても倫理審査の実施が求められるようになってきている。こうした倫理審査の推進は調査対象への倫理的配慮といった面で肯定的に捉えられる一方で、プロセスの煩雑さや実効的な対応という面での課題も多いものと考えられる。

本研究では、倫理審査に関する先行研究や近年、情報通信の領域で倫理面での問題が注目された事例を通して、情報社会における倫理審査の積極的な意味を見出すことを目的とする。併せて、倫理審査委員会 3000 個問題とも言えるべき、倫理審査の基準が一貫しない現状についても取り上げる。

第 2 章では、倫理審査に関する先行研究を通して、現行の倫理審査や倫理審査委員会が抱える課題について共有する。第 3 章では、特に情報社会学分野で近年倫理面での問題が注目された事例を取り上げ、倫理審査が与える影響について検討する。第 4 章では、事例を通じた考察を行うとともに、倫理審査委員会 3000 個問題を提起する。最後に、第 5 章で暫定の結論を示す。

2. 先行研究

2.1 倫理規定の歴史的経緯

「人を対象とする研究」に関する倫理規定は元々医学系の分野から発展しており、その源流は 1964 年 6 月に WORLD MEDICAL ASSOCIATION (世界医師会) で採択された人間を対象とする医学研究の倫理的原則「ヘルシンキ宣言」¹ に遡ることができる。これはナチスの人体実験の反省を踏まえたものであり、研究倫理委員会 (倫理審査委員会) の存在にも言及されている。その後、日本では「疫学研究に関する倫理指針」と「臨床研究に関する倫理指針」を一本化するかたちで 2014 年 12 月に文部科学省および厚生労働省から「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」^[1] が告示されている。当該の指針はあくまで医学系を対象としたものであるが、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針ガイダンス」^[2] では、「心理学、社会学、教育学等の人文・社会科学分野のみに係る研究や、工学分野等の研究のうち、国民の健康の保持増進に資する知識を得ること、患者の傷病からの回復及び生活の質の向上に資する知識を得ることを目的としないものは、この指針の対象でないが、研究対象者から取得した情報を用いる等、その内容に応じて、適正な実施を図る上でこの指針は参考となり得る」

(傍線部著者強調) として、医学系以外の分野にも応用可能であることが示唆されている²。

こうした医学系分野における倫理指針の存在は非

^{†1} 佛教大学 Bukkyo University

¹ 「ヘルシンキ宣言」(日本医師会) <http://www.med.or.jp/wma/helsinki.html>

² この点は渡邊 (2018) でも指摘されている^[3]。

医学系の分野にも少なからず影響を与えていることが予想されるが、出口 (2010) は社会科学や工学といった非医学系の分野における「人を対象とする研究」に関する倫理規定は関西の私大から典拠が曖昧なまま広がったものであることを指摘している[4]。一方、田代 (2014) は、「日本における人を対象とする研究の規制は、主に 2000 年以降に、医学系研究に対する行政指導に基づく指針策定というかたちで進んできた」という見解を示しつつ、心理学や文化人類学といった分野の一部の学会では先んじて倫理綱領の策定や研究倫理委員会の設立等がなされていたことに言及している[5]。

2.2 非医学系研究の倫理審査の現状

渡邊 (2018) は私立大学連盟に加入する 122 大学を対象として、非医学系研究の倫理審査の現状について調査を行い、「大半の大学については、関連規程の整備状況や自己点検・評価報告書の内容などから、非医学系研究の倫理審査を行っていることまでは確認できても、倫理委員会の運用規準や審査体制といった審査の枠組みのほか、これまで行われた審査の内容や審査結果を確認することはできない状況にあった」と結論付けている。さらに、倫理審査委員会は存在しているものの、「まだまだ内輪だけの審査会という色合いが強く、倫理審査の透明性を担保するための取り組みまでは進んでいないようである」とし、「それは極端に言えば、たとえ倫理委員会で承認された研究であっても、当該研究が確かな科学性や高い倫理性を備えたものであるのか保証されないことにも等しい。そのような状況で、研究対象者やその家族の人権や福祉の確保はどれほど実現されるであろうか」と現状の倫理審査及び倫理審査委員会の在り方に警鐘を鳴らしている[3]。同様の懸念は出口 (2010) も示しており、「一方ではザル的なアリバイ証明としての倫理審査を産み出し、他方では研究や開発を事前審査する組織による検閲という構造を引き起こします」と指摘している[4]。

2.3 問題意識

これまで概観してきた通り、特に非医学系分野の倫理規定については、何らかの統一的なガイドラインが存在したわけではなく、医学系分野の倫理指針と歩調を合わせるかたちで自然発生的に広がったものと推察される。そうした背景が影響しているかは分からないが、現状の倫理審査は内輪での非公開の審査に留まっており、倫理面への配慮よりもアリバ

イ証明としての側面が強くなっているとの批判がなされている。

他方で、高度に学際性が強まっている情報社会では、しばしば研究における倫理面での問題が生じている。以下では、倫理面での問題が注目された事例を通して、倫理審査の在り方について検討する。

3. 倫理面での問題が注目された事例

3.1 pixiv の成人向け小説を分析対象とした事例

本件は 2017 年度人工知能学会全国大会で発表された論文が猥褻な表現を特定するために pixiv の成人向け小説を分析対象とし、実名ではないものの固有の ID や作者名を特定可能としたことから批判を浴びた事例である。

当該論文の研究概要は以下の通りである³。ただし、当該論文そのものについては、一連の騒動を受けて例外的に学会のホームページでは非公開とされている。

Web 上に投稿される情報の中には青少年にとって有害な情報、特に猥褻な意味を持つ言葉は直接記述されず暗喩により表現されることが多い。本研究の目的は暗喩を用いて表現されている有害な文に対してフィルタリングを行うことである。提案手法では有害表現が含まれる文をドメインごとに機械学習し有害表現の分類器を作り、有害表現をフィルタリングする。提案手法の有用性を評価する実験を R-18 指定の小説を使い行った。

本件では、成人向け小説を「有害表現」としている点や作者名を特定できるかたちで論文中に明示した点などが批判の主な要因となっていた。BuzzFeed News による記事では、批判のポイントを以下の 3 点に整理している。

1. 固有の URL と作者名を明記し、個人と作品を特定可能にしていること
2. 本来、18 歳以上でないと閲覧できない（ゾーニングされている）小説を「有害表現」として恣意的に取り上げ、不特定多数の目に触れる形で公開していること
3. 作者に無断で研究データとして使用していること（学術的引用として認められるのか）

（出典）【「追記あり」】「モラルを疑う」pixiv 上の R-18 小説を「晒し上げ」立命館大学の論文が炎上 今後

³ 当該論文は既に非公開とされていることから、概要については【「追記あり」】「モラルを疑う」pixiv 上の R-18 小説を「晒し上げ」立命館大学の

論文が炎上 今後の対応は」(BuzzFeed News) より引用した。

の対応は」

(BuzzFeed News)

このうち、1の論点については、研究の検証可能性を示すという観点では必ずしも否定されるものではない。さらに、3の論点は著作権法47条の7における「情報解析のための複製⁴⁾」に該当することが予想されるため、作者に無断で研究データとして使用すること自体は許容される可能性が高いと考えられる。そのため、問題になるのは2の論点となるが、こうした(ゾーニングされているとはいえ)公開されているコンテンツに関してコミュニティの文化をどの程度事前に把握しておくべきかについては一律の基準を求めることは難しいだろう。

ただし、当該論文の著者らが所属する大学の『人を対象とする研究倫理審査』に関するチェックシート⁵⁾には、「研究対象者に対し、何らかの不快感や困惑、または精神・心理的な負荷や危害を及ぼす可能性があるものですか?」や「研究対象者に対し、何らかの不快感や困惑、または精神・心理的な負荷や危害を及ぼす可能性があるものですか?」といった設問があり、該当する場合には当該研究は研究倫理審査の対象になることが明記されている⁶⁾。しかしながら、当該論文は既に非公開とされているため検証はできないものの、大学の倫理審査の承認を得ているとの情報は確認できていない。

3.2 大阪駅ビルにおける顔認証追跡実験の事例

本件は、独立行政法人情報通信研究機構(以下、NICT)が2014年4月から予定していた大阪駅ビルにおけるカメラ92台を用いた顔認証追跡実験がプライバシー等の観点から批判を招き、計画の延期・変更を余儀なくされた事例である⁷⁾。最終的に、計画は半年以上延期され、一般利用者を対象外として、同意を得たエキストラのみに対して実験は行われることとなった⁸⁾。NICTでは利用者からの批判を受けて、「映像センサー使用大規模実証実験検討委員会」を設置し、問題についての検討を行っている。当該委員会の報告書では、総論として以下のようにまとめている[6]。

本実証実験は原則として、民法及び独立行政法人等

個人情報保護法には違反しないとの結論を得たところであるが、他方、本実証実験が、マスコミや市民団体に批判されたうえ、「個人情報やプライバシー保護との関係など慎重に検討する」ことを求める地元市議会の決議にまで至ったことも、また事実である。この事実を照らせば、NICTは、本実証実験のプライバシー影響評価を結果として誤ったとの批判や、機構法に基づき設立された公的団体としての説明責任を果たしていない、との批判を免れないであろう。したがって、NICTは、本実証実験を実施するに際しては、説明責任を尽くすとともに、実験の意義に対する理解を得たり、一般市民に与える不安感を軽減したりするため必要な措置を講じる必要がある。

この総論については、2点留意すべき事項がある。1点目は当該委員会の結論として、法律的な違反はないことが明言されており、むしろ法的な制約ではないプライバシーへの影響が問題視されていることである。2点目は、「機構法に基づき設立された公的団体としての説明責任」が理由とされていることであり、調査の実施主体が異なる場合には許容される可能性があるとも読み取ることができる。

村松ほか(2017)では、こうした先行事例の課題を踏まえて、大阪大学吹田キャンパスで実施する40台のカメラを用いた「映像解析技術を用いた行動解析に関する実証的研究」に関して、大阪大学産業科学研究所研究倫理委員会の承認を得ていることを明記している[7]。これは法的な制約ではないプライバシーへの影響に対して、倫理審査が効果的に活用されている事例と考えられる⁹⁾。

3.3 Facebookによる感情伝染実験の事例

本件は、Facebookが約70万人のユーザーのニュースフィードを操作し、ニュースフィードの内容がユーザーの投稿に影響を与えるか実験した結果を公表[8]したところ、物議を醸した事例である。具体的には、特定のユーザーのニュースフィードに対して、ポジティブな言葉を含む投稿とネガティブな言葉を含む投稿をそれぞれ意図的に減らして表示し、その影響について調べている。結果は図1の通り、ネガティブな投稿を減らしたサンプルではポジティブな内容

4 (情報解析のための複製等) 著作権法第四十七条の七 著作物は、電子計算機による情報解析(多数の著作物その他の大量の情報から、当該情報を構成する言語、音、映像その他の要素に係る情報を抽出し、比較、分類その他の統計的な解析を行うことをいう。以下この条において同じ。)を行うことを目的とする場合には、必要と認められる限度において、記録媒体への記録又は翻案(これにより創作した二次的著作物の記録を含む。)を行うことができる。ただし、情報解析を行う者の用に供するために作成されたデータベースの著作物については、この限りでない。

5 「人を対象とする研究倫理」(立命館大学)

<http://www.ritsumei.ac.jp/research/approach/ethics/mankind/>

6 ただし、2018年5月に更新されているため、調査時に同様の記載があったかについては定かではない。

7 「通行人撮影はプライバシー侵害か…揺れる大阪駅ビル「ハイテク実験」 避難計画や防犯に期待の一方、批判も」(産経WEST)

8 「大阪駅ビルで通行人撮影実験…同意得たエキストラのみ対象に今月から」(産経WEST)

9 ただし、本文中では研究倫理委員会からの指摘を受けて修正を行っていることは示されているものの、具体的にどのような指摘があり、どのような修正をしたのかについては具体的に説明されていない。

の投稿が増えており、逆に、ポジティブな投稿を減らしたサンプルではネガティブな内容の投稿が増えている。

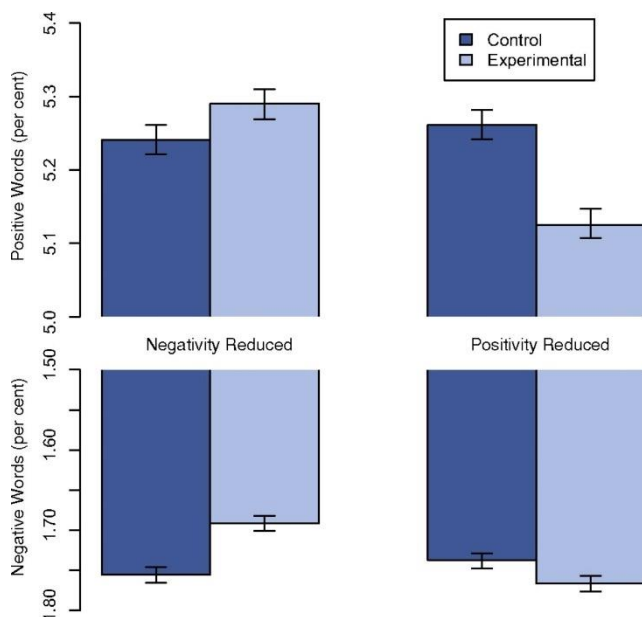


図 1 Facebook による感情伝染実験の結果
(出典) Kramer, A.D.I., et. al. (2014)

上記の通り、SNS 上でのコミュニケーションを通じた感情の伝染を実証した本研究は大きな話題性を獲得したものの、ユーザーに事前の告知なくアルゴリズムの操作を行った点については批判を招いた。結果的に、論文の著者で Facebook 社のデータサイエンティストであるアダム・クレイマー氏は謝罪に追い込まれている¹⁰。なお、Facebook では 2010 年にもアメリカの中間選挙の投票日にアルゴリズムの操作を伴った感情伝染実験を実施しており、「今日は投票日」という特別メッセージをニュースフィードに掲載することによって、投票率を押し上げる効果¹¹があったことを実証している[9]。ただし、こちらの実験についても、「欺瞞的な行為」として、「電子プライバシー情報センター (EPIC)」は米連邦取引委員会 (FTC) に処分を求める申し立てを行っている。

両実験は民間企業が行ったものであり、ユーザーからの同意を得ている¹²ため、倫理審査の問題とは関係ないようにも思われる。しかしながら、前者の事例では「この論文の PNAS への掲載に当たって編集を担当したプリンストン大学心理学教授のスーザン・

フィスク氏は The Atlantic のインタビューで、法規制はないとはいえ、倫理的に心理学の実験では事前に被験者に通知するべきではないかと疑問を呈している¹³」として、倫理面での問題があったことを指摘している。また、後者の事例では共著者の 2 人が所属していた大学が「2 人はデータ収集にもユーザーの生データにも関与していないとし、その役割は調査結果の分析と論文の執筆に限定されていた」と述べている。学内審査委員会としては、これが治験への直接的な関与には当たらず、同大学の治験保護プログラムによる審査対象ではない、と結論づけた¹⁴とされており、場合によっては大学の審査対象となる可能性があったことが示唆されている。

4. 考察

4.1 情報社会における倫理審査

前章では 3 つの事例から、情報社会における倫理審査の問題を概観した。pixiv の成人向け小説を分析対象とした事例では、「情報解析のための複製」が著作権法上認められていたとしても、研究者が情報を取得するコミュニティについて十分に理解し、配慮する必要性が教訓として得られている。同時に、大学における「人を対象とする研究倫理審査」を受けていた場合に問題を回避できていた可能性も示されている。

大阪駅ビルにおける顔認証追跡実験の事例では、特に個人情報に関連したデータの取得に際しては、個人情報保護法に抵触しないかたちであったとしても、プライバシーに十分に配慮しなければ利用者からの反発を招いてしまうことが示されている。カメラを用いた同様の実験を行っている大阪大学のケースでは、研究倫理委員会による審査が事前に行なわれており、こうした事前審査によってリスクを低減できる可能性がある。

Facebook による感情伝染実験の事例では、民間企業が同意を得ていても倫理面での問題は提起され得ること、大学における倫理審査の体制が整備されたとしてもデータの収集等に直接関与しない場合には実効的な影響が与えられないことが明らかとなった。

4.2 倫理審査委員会の課題

このように情報社会における先駆的な事例におい

10 「Facebook、無断で行った情動感染実験について謝罪・釈明」(IT media NEWS)

11 こうした投票行動への影響力行使はデジタルグリマンダとして問題視されている[10]。

12 ただし、実験前に利用規約に「調査 (research)」の項目がなかった疑いも指摘されている。

13 「Facebook、ユーザー約 70 万人のニュースフィードを操作した実験結果論文を発表」(ITmedia NEWS)

14 「フェイスブックはアルゴリズムを操作して選挙結果も動かせるのか」(HUFFPOST)

ても、倫理審査の存在が抑止力になり得ることが示されている。しかしながら、倫理審査委員会が抱える問題も少なくない。以下では、現行の倫理審査委員会の課題について整理する。

(1) 倫理審査委員会の委員構成

倫理審査委員会では、一般的に当該大学の教員が務めることが多い。そのため、学部等の構成によっては委員の構成が一部の研究領域に偏ってしまう可能性がある¹⁵。前述の渡邊（2018）も、「倫理委員会が社会に開かれたものであるためには、専門家でない一般市民の感覚も重要となるが、研究対象者の立場を代弁するような一般の立場の委員（非専門委員）も総体的に少なく、委員総数の 7%（6 人）にとどまるという状況であった。さらには一般の立場の委員の多くは、自施設の職員の中から選任される傾向があり、自施設と利害関係を有しない外部委員という観点で見ると、わずか 1 名が該当するのみであった」としており[3]、委員構成の偏りが実効的な倫理審査委員会の運営を妨げる懸念がある。

(2) 倫理審査委員会の検討範囲

出口（2010）は各分野における倫理的基準が「学問領域の歴史的経緯を持った逸脱の歴史と、その反省に基づいた議論があり一律ではない」ことから、統一的な基準を策定することの困難さを指摘している[4]。その一例として、医学領域では fMRI を実験で用いる際に事故を保障する保険の導入が前提条件となっている一方で、工学系等の非医学領域における実験ではそうした前提が共有されておらず倫理審査がかえって「非倫理的」となっている事例を紹介している。こうした指摘は 3 章の事例にも通ずるものであり、そもそも倫理審査委員会で問題の前提が共有できていない場合には、何ら効果を発揮しないだろう。逆に、他分野における倫理的基準によって当該分野の本来の使命が阻害されてしまうような事態が生ずる懸念もある¹⁶。

(3) 倫理審査の強制性

医学分野では学会発表や論文投稿において、倫理審査委員会の承認を条件としている学会が少なくないが、非医学系の分野ではまだまだそうした慣行が一般化しているとは言い難い。仮にこうした非医学系の分野にまで倫理審査を強制した場合には、膨大な倫理審査の案件を処理しきれず、著しく研究が滞

ってしまうことが予想される。さらに、効率化を優先した結果、本来審査されるべき案件へのリソースが賄えなくなる事態が生じてしまう懸念がある。

実際に、米国では日本と同様に研究機関ごとの倫理審査が行われてきたが、その審査対象が拡大することにより、「ほとんど研究対象者にリスクのない研究の審査に、貴重な審査リソースが浪費されるようになってしまっている」との指摘がなされ、その見直しが図られている[5]。

4.3 倫理審査委員会 3000 個問題

このように倫理審査委員会の現状に対してはさまざまな問題が指摘されているが、江花・甲畑（2016）は根本的な問題としてその数の多さを挙げ、「日本の臨床研究に特徴的な背景として、倫理審査委員会の数が多すぎる点にある。その結果、各施設の審査のばらつきが大きく、多施設共同研究の際に求められる統一した見解を得ることが困難になっている。具体的には施設間での研究支援体制や審査の質の格差などがあり、結果として施設間のトラブルへ発展することもある。全国でおよそ 2500-3000 程度と考えられ、人口比換算では米国の 2 倍、英国の 30 倍以上と考えられる。多施設共同研究を進めるためには、全体としての底上げが必須であると考えられる。しかし、現在あるすべての倫理審査委員会を均等にレベルアップさせることは不可能である。倫理審査委員会の集約化と質の向上は同時並行して行うことが求められる」としている[11]。

医学分野においては先述の「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」[1]が告示されているだけでなく、「研究倫理審査委員会報告システム」への登録や「倫理審査委員会認定制度」といった審査の質のばらつきへの対策が行われてきている[3]。他方で、非医学分野においては統合指針が示されていないだけでなく、審査の質のばらつきを統合する動きすら出ていないのが現状である。つまり、最大 3000 ものばらつきのある倫理審査委員会が存在していることになり、これは個人情報保護条例 2000 個問題に類似した構図となっている。

5. おわりに

本研究では、倫理審査を巡る先行研究と事例から、情報社会における倫理審査が持つ可能性とその課題について検討した。しかしながら、現在は倫理審査委

¹⁵ 例えば、著者の所属大学では法学部や工学部がないため、3 章で挙げたような事例を検討するためには委員の負担が大きくなることが予想される。

¹⁶ 一例として、初期の水俣病の問題のような社会的に不都合な真実を明らかにするというようなテーマが挙げられている。

員会 3000 個問題とも言うべき、審査基準の質のばらつきが大きな状態であり、まずその統一を図っていく必要がある。

参考文献

- [1] 文部科学省・厚生労働省（2014）「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」
- [2] 文部科学省・厚生労働省（2015）「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針ガイダンス」
- [3] 渡邊卓也（2018）「非医学系研究の倫理審査に関する情報公開」『対人援助学研究』Vol.7, pp.37-43.
- [4] 出口弘（2011）「人を対象とする研究の倫理指針の諸問題」『社会・経済システム』32,号 pp.14-20.
- [5] 田代志門（2014）「研究規制政策のなかの社会調査—「研究者の自治」から「行政指導」へ？—」『社会と調査』第 12 号, pp.5-12.
- [6] 映像センサー使用大規模実証実験検討委員会（2014）「調査報告書」
- [7] 村松大吾・榎原靖・八木康史（2017）「実環境下における映像に基づく人物行動解析技術実現に向けて-大阪大学における人物映像データ取得の取組み-」『電子情報通信学会 基礎・境界ソサイエティ』11 巻 2 号 pp.93-99.
- [8] Kramer, A.D.I. Guillory, J.E. and Hancock, J.T. (2014) “Experimental evidence of massive-scale emotional contagion through social networks” *Proceedings of the National Academy of Sciences*, vol.111, no.29, pp.8788-8790.
- [9] Bond, R. M., Fariss, C. J., Jones, J. J., Kramer, A. D. I., Marlow, C., Settle, J. E., Fowler, J. H. (2012) “A 61-million-person experiment in social influence and political mobilization” *Nature*, 489, pp.295-298.
- [10] 湯浅壘道（2017）「デジタルゲリマンダの法規制の可能性」情報処理 58 巻 12 号 pp.1070-1074.
- [11] 江花有亮・甲畑宏子（2016）「米国における独立系 IRB と学術施設 IRB の比較」平成 27 年度日本医療研究開発機構医薬品等規制調和・評価研究事業「治験活性化に資する GCP の運用等に関する研究」分担倫理審査受委託システム導入における課題とその克服, pp.4-7.